

**地方独立行政法人会計基準等研究会**  
**公営企業型地方独立行政法人部会**  
(平成20年度第3回)

**【開催日時等】**

- 開催日時：平成20年5月13日(火) 14:00～16:00
- 場所：総務省 共用4会議室
- 出席者：会田部会長、櫻谷委員、野口委員、宮内委員、森田委員  
栄畑大臣官房審議官、平嶋公営企業課長

**【議題】**

公営企業型地方独立行政法人の減損会計導入の基本的考え方

**【配布資料】**

- 資料1 論点メモ 公営企業型地方独立行政法人の減損会計導入の基本的考え方
- 資料2 第1期中期計画期間中の純損益及び単年度資金収支(野口委員提出資料)
- 資料3 地方公営企業法の一般会計負担金と地方独立行政法人法の運営費負担金
- 資料4 各公営企業型地方独立行政法人(病院事業)における運営費負担金・運営費交付金の整理
- 資料5 企業会計の減損基準の適用方法
- 資料6 減損会計基準の規定方法の比較

**【概要】**

- 資料1及び資料3～6について事務局より、資料2について野口委員よりそれぞれ説明を行った。
- 公営企業型地方独立行政法人の減損会計導入の基本的考え方について、事務局の考えに対する強い反対はなく、次回以降は減損に係る基準の具体案の提示を受けた上で議論を深めていくこととした。
- 委員からの主な指摘等
  - 運営費負担金等で事後的に赤字補てんをすることによって、最終的に減損が起りえないようなことにならないよう、中期計画の段階で負担金等の内容をしっかり整理する必要がある。
  - 中期計画で想定した範囲の赤字であれば減損の対象としないという場合、中期計画で想定した赤字額の根拠が合理的であるかどうか重要となる。
  - 複数の施設を運営する独立行政法人について、施設ごとに中期計画に照らして減損の兆候を判断する場合には、(減損)会計上の測定を行うために、中期計画について施設毎に収支計画が立てられている必要があるのではないかと。会計処理の適正性を判断する根拠が明確でなくてはならない。

以 上